

迷惑電話にお困りの方！

迷惑電話防止機能付き電話機等

の購入費を **最大5,000円 補助** します！！

※補助金額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（補助上限額5,000円）です。

補助対象となる機種・対象者

(1)



令和6年4月1日以降に次の(ア)及び(イ)の機能を有する機種を購入した方

(ア)



呼出音が鳴る前に相手に自動で警告メッセージを流す機能

(イ)



受話器を取った際に自動で通話内容を録音する機能

(2)



市内在住の65歳以上（申請日時点）の方で、この補助金の交付を受けたことがない世帯

※次のページに補助対象者の詳細について記載しています

※(1)～(2)を満たす方が補助金の対象になります

<申込期間>

令和6年4月8日

～

令和7年2月28日

※予算額に達し次第、受付終了となります。

申請用紙や申請方法、対象機種一覧は

- (1) お近くの公民館、よろず相談センター
- (2) 市役所危機管理課（420窓口）
- (3) 平塚市ホームページ

から入手・確認できます。

<問い合わせ・提出先（郵送可）>

〒254-8686

平塚市浅間町9-1 420窓口

平塚市役所 危機管理課

0463(21)9863(直通)

詳しくは次のページをご覧ください。

振り込め詐欺やオレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害に合わないための

一番の対策とは・・・

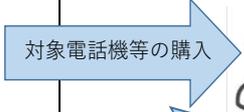
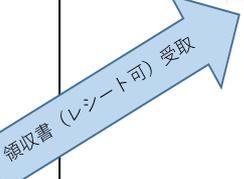
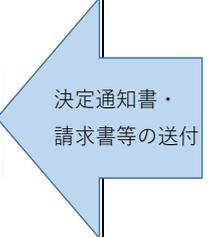
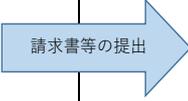
**犯人グループからの
電話に出ないことです！**

◎**迷惑電話防止機能付き電話機を設置すると・・・**

 <p>●もしもし俺だけど… ●市役所から還付金が…</p> <p>この通話は迷惑電話防止のため、録音されます。</p>	<p>犯人グループからの電話がかかってきても、<u>呼び出し音が鳴る前に</u>、相手に「この通話を録音する」内容の<u>警告メッセージ</u>を流します。</p>
 <p>録音される… 証拠が残るから 切ってしまう</p>	<p>犯人グループは録音により証拠が残ることを嫌がり、電話機利用者が出る前に電話を切るため、利用者は<u>無意識に迷惑電話を防ぐ</u>ことができます。</p>

神奈川県が迷惑電話防止機能付き電話機を設置した方にアンケートをしたところ、
・電話を設置したことで安心できますか？・・・安心できる 92.6%
・被害防止の効果があると思いますか？・・・あると思う 94.0%
と設置してよかったという意見が非常に多い結果となりました。
まだ設置されていない方は、この補助金を活用し、ぜひ設置をご検討ください。

○機器購入から補助金支払までの流れ

	補助金対象電話機等 取扱業者 (家電量販店・個人電気 店・ネットショップ等)	補助対象者 (申請者)	市	備考
1 ステップ (機器購入)		  		<p>補助金申請を検討している方は次の(1)～(3)の場所で、申請書をお受け取りください。</p> <p><申請書の配架場所> (1) お近くの公民館、よろず相談センター (2) 市役所危機管理課(420窓口) (3) 平塚市ホームページ</p>
	    			<p>お店で電話機を購入し、領収書(レシート可)を受け取ってください。 対象機種がわからない方は、申請書に添付している有料防犯電話推奨品目録を参考にしてください。</p>
2 ステップ (申請)		  		<p>次の(1)～(3)の書類を危機管理課へ提出(郵送可)してください。</p> <p>(1) 申請書 (2) 領収書の写し (3) 取扱説明書(優良防犯電話推奨品目録に掲載されている機種の場合は不要)</p>
		  		<p>書類の審査が完了次第、郵送で次の(1)～(3)の書類を御自宅に送付します。</p> <p>(1) 平塚市特殊詐欺被害防止対策事業補助金 交付決定通知書 (2) 請求書 (3) 平塚市特殊詐欺被害防止対策事業補助金に関するアンケート調査票</p> <p>※審査には通常1ヶ月程度かかります。</p>
3 ステップ (請求・支払)		  		<p>次の(1)～(3)の書類を危機管理課へ提出(郵送可)してください。</p> <p>(1) 請求書 (2) 口座情報が確認できる資料(通帳の写し等) (3) 平塚市特殊詐欺被害防止対策事業補助金に関するアンケート調査票</p>
		  		<p>請求書が提出され次第、補助金の支払処理を行います。 ※請求書が市に届いてから支払われるまで1ヶ月程度かかります。</p>

※申請者に代わり、代理人が申請手続きを行うことができます。

平塚市特殊詐欺被害防止対策事業補助金について

補助対象者

次の条件をすべて満たしている方

- ・本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の方であって、当該居住地において電話機等を設置し、利用する方。
- ・電話機等により録音された音声その他の情報を、特殊詐欺事件の捜査等のために警察に提供することに同意する方。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・本人又は同一世帯に属する方が、この補助金の交付を受けていないこと。

注意事項

- ・対象機器の本体価格が補助対象経費です。
消費税及び地方消費税、設置費用、送料、各店舗のポイント使用分は除きます。
- ・領収書（レシート可）には【販売店名】、【購入者（補助対象者）氏名】、【購入金額】、【消費税額】、【購入日】、購入した電話機の型式】が必要です。
- ・取扱説明書を添付する場合は、「型式がわかるページ（表紙）」と「相手に警告メッセージを流す機能を説明したページ」、「受話器を取った際に自動で録音することがわかるページ」を御提出ください。
- ・手動で録音を開始する機能だけでは補助対象ではありません。
- ・スマートフォン及びスマートフォン用アプリは補助対象外です。

補助金額

補助対象経費（税抜き）に2分の1を乗じて得た額で、補助上限額は5,000円です。
なお、補助額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てます。

《計算例》

①補助対象経費8,300円の場合

$$8,300円 \times 1/2 = 4,150円$$

→ 補助金額：4,100円（100円未満の端数のため、50円は切り捨て）

②補助対象経費15,000円の場合

$$15,000円 \times 1/2 = 7,500円$$

→ 補助金額：5,000円（補助上限額）